

確定申告の準備は

お早めに！

提出期間は2月17日(月)から3月16日(月)です

申告が必要な人は、収入が分かる書類や控除証明書などの書類を揃えて申告します。事業(営業・農業)や不動産の所得の申告は、必ず事前に収支内訳書を作成してください。

※平成28年分以降の確定申告書などを提出する際は、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示、または写しの添付が必要です。
※市の申告受付の日程などは、市ホームページと広報こなん2月号でお知らせします。

源泉徴収などですでに納めている所得税額より確定申告書で計算した所得税額が少ない場合の還付申告については、1月から税務署ですることができます。



問水口税務署
☎62・0314(代)
※自動音声での案内となります。アナウンスに従い、操作してください。
税務課(東庁舎)
☎71・2319
※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

要介護認定を受けている人

令和元年12月31日現在、障害者手帳などの交付を受けていなくても、65歳以上で認知症や寝たきりなど一定の基準に該当する場合は、「障害者控除対象者認定書」を申請し、交付を受けると障害者控除の対象となります。

おむつ代の医療費控除を受ける人は、1年目は主治医の「おむつ使用証明書」が必要です。2年目以降は一定の基準に該当する場合は、「おむつ代の医療費控除証明必要事項の確認書」を申請することで医療費控除の対象となります。

■申請方法 申請書を問へ

問高齢福祉課(保健センター)

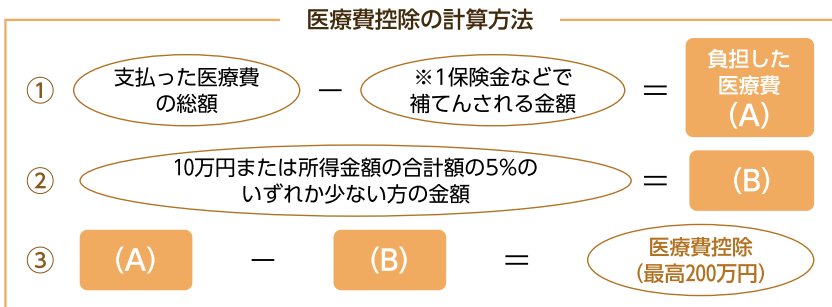
☎71・2356

☎72・1481

医療費控除

本人や生計を一にする家族の医療費を支払ったときまたは医薬品を購入した場合、医療費控除として所得から差し引くことができます。

控除できる金額は？



※1 「保険金などで補てんされる金額」とは、健康保険などから支給を受ける療養費や出産育児一時金のほか、生命保険契約(簡易保険などを含む)の医療保険金、入院給付金などのことです。

医療費控除明細書の記入は、医療費通知(医療費のお知らせ)が便利です

医療費控除を受けるときに作成する「医療費控除の明細書」は、加入している健康保険組合から交付される「医療費通知(医療費のお知らせ)」を添付すると、医療費合計額の記入だけで控除が受けられます。

ただし、医療費通知に載っていない保険適用外の医療費(ドラッグストアで購入した医療品、介護保険サービス料、入院時の食事代等)や、医療費通知の通知期間外に支払った医療費は、これまでどおり医療費明細書への記入が必要です。

なお、医療費の領収書は、医療費通知に記載のある医療費分を含めて5年間の保管が必要です。

市のホームページには、災害時の緊急情報をはじめ、様々な行政情報が掲載されていることから、誰もが情報を入手できるようウェブアクセシビリティの向上をめざし、日々運用しています。ウェブアクセシビリティに配慮していないホームページではどのようなことが起こるのでしょうか。

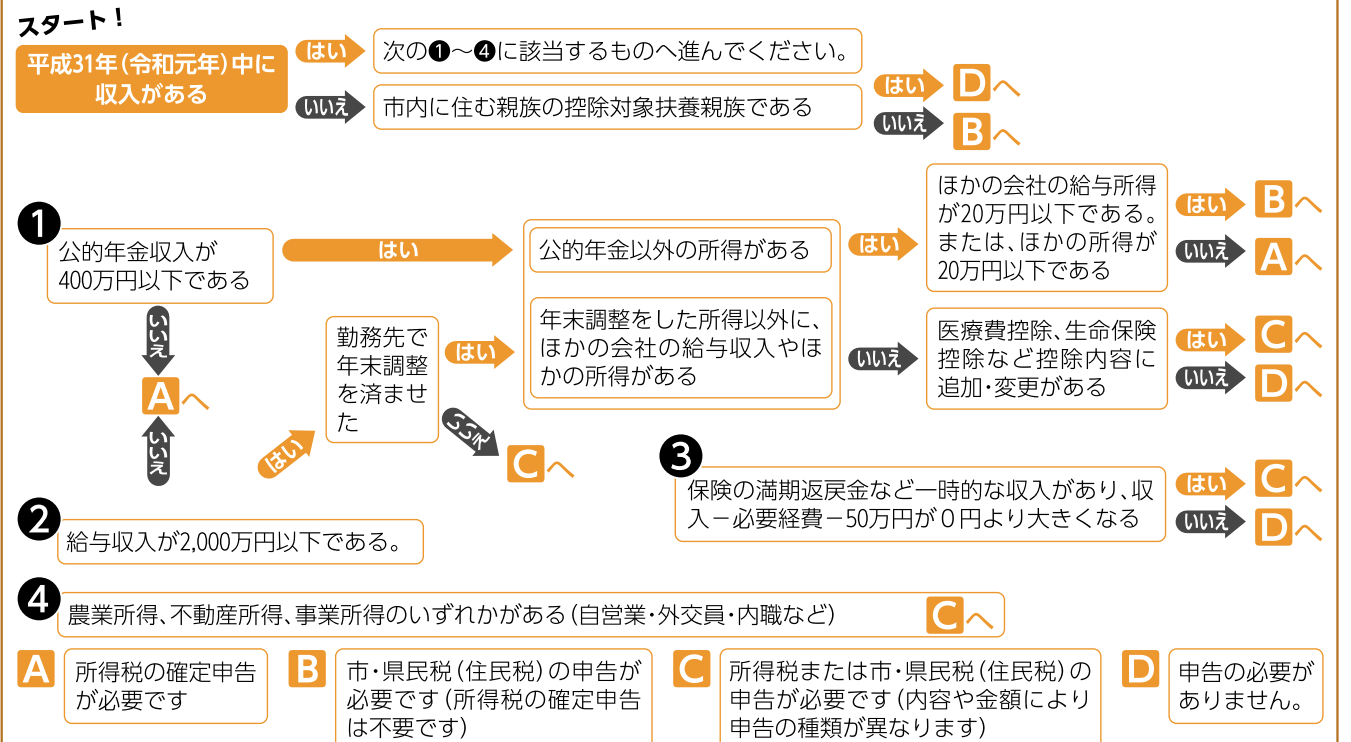
《今月は秘書広報課が担当しました》

人権シリーズ ウェブアクセシビリティの向上をめざして

ウェブアクセシビリティとは、「高齢者や障がい者など年齢や身体的条件に関わらず、ホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できること」を意味します。インターネットや携帯・スマートフォンが普及した現代では、いつでもどこでも誰でも情報の収集や発信ができるようになりました。市においても、昨年の7月1日にホームページをリニューアルし、スマートフォンの対応やセキュリティの強化、チャットボットなどの各種新サービスの提供を始めています。

例えば、ホームページ上に画像を掲載するだけだと、音声読み上げ機能が反応しないため、視覚障がいのある人には情報が伝わりません。また、ホームページ内のメニューのリンクをキーボードで作成できるようにしないと、手が動きにくくマウスを使うことができない人は利用することができません。そこで画像に何の画像かわかるよう文字情報を入れたり、キーボードで操作できるように設定を行ったりします。これはほんの一例にすぎませんが、アクセシビリティに配慮したホームページを作成することは、結果的に全ての人のために使いやすいくホームページの提供につながります。今後ますます情報化社会は進展していくと思われれます。だからこそ、様々な分野でウェブアクセシビリティへの配慮が求められており、市も引き続き取り組んでいきます。

あなたは確定申告が必要？不要？ ※あくまで大まかな判定ですので、ケースによっては申告要否が変わることがあります。



■昨年1年間、無収入の人でも市・県民税(住民税)の申告が必要な場合があります。
・申告をしなくても一部税証明が発行されない場合があります。
・非課税収入(遺族年金・障害者年金など)や預貯金などで生計を立てていた人は住民税申告をしなくても、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減対象になりません。

申告書などは国税庁ホームページで作成できます



国税庁ホームページ

- ・「確定申告書等作成コーナー」の操作など
- ・マイナンバーカードの利用に関すること
- 問e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570・01・5901
- 問マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120・95・0178